

## 川西市景観アドバイザー派遣要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、川西市景観条例（平成27年川西市条例第15号。以下「条例」という。）第44条第1項に規定する良好な景観の形成に対する技術的援助として、市が行う景観アドバイザー（以下、「アドバイザー」という。）の派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例及び川西市景観条例施行規則（平成27年川西市規則第44号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 所有者等 派遣対象となる建造物、樹木等若しくは建築物等の所有者又は所有者から相応の権限を受けた者で、国縣市町及びこれらに準ずる団体以外のもの
- (2) 住民等 川西市地区計画及びまちづくり推進に関する条例（平成17年川西市条例第5号）第2条第1号に規定するものをいう。
- (3) 市民公益活動団体 川西市参画と協働のまちづくり推進条例（平成22年条例第16号）第2条第7号に規定するものをいう。

### (アドバイザーの選定)

第3条 市長は、派遣するアドバイザーを公益財団法人兵庫県まちづくり技術センターのまちづくり専門家バンク登録者で川西市を活動エリアに含むものの中から選定するものとする。

### (派遣の対象となる活動)

第4条 派遣の対象となる活動は、次に掲げる要件に適合しなければならない。

- (1) 良好な景観の形成を目的とするものであること。
- (2) 市内で企画・実施されるものであること。
- (3) 営利を主目的とした活動でないこと。
- (4) 宗教的又は政治的活動でないこと。
- (5) 法令に違反した活動でないこと。
- (6) 特定の建築物又は工作物の排除を目的とした活動でないこと。

### (派遣の種別)

第5条 派遣の種別は、次に掲げる事項とする。

- (1) 景観協定、景観市民協定を締結しようとする者に対する助言
- (2) 景観上重要な地区の案を作成しようとする者に対する助言
- (3) 景観上重要な建造物、樹木等の指定を受けようとする者に対する助言
- (4) 景観形成基準に基づき、景観上重要な地区内の歴史・文化的価値のある建築物等を修景しようとする者に対する助言
- (5) 良好な景観の形成を目的に行うセミナーやワークショップ等に関する助言を行い、講師を務めること。

2 派遣対象者、派遣回数及び派遣報酬は、派遣の種別に応じ別表に定める。

(制限事項等)

第6条 アドバイザーは、前条の派遣に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 専門家として誠意をもって用務を行うものとする。
- (2) 派遣時において自身に関する営業行為を行ってはならない。
- (3) 派遣時において設計業務、施工業務等の発注先業者を紹介又は強要してはならない。
- (4) 派遣を通じて知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(派遣の申出)

第7条 アドバイザーの派遣を受けようとする者は、景観アドバイザー派遣申出書(様式第1号)により、市長に申し出るものとする。

(派遣の決定)

第8条 市長は、前条の申出を受理したときは、その内容を審査して派遣の可否を決定し、その旨を景観アドバイザー派遣通知書(様式第2号)により、申出者に通知するものとする。

2 市長は、派遣するアドバイザーに景観アドバイザー派遣依頼書(様式第3号)により依頼するものとする。

3 市長は、第1項の審査について、川西市景観審議会の意見を聴くことができる。

(結果報告)

第9条 アドバイザー派遣を受けた者又は派遣されたアドバイザーは、アドバイザーの業務実施の後、その結果をそれぞれ景観アドバイザー派遣結果報告書(様式第4号)又は景観アドバイザー用務結果報告書(様式第5号)により、速やかに市長に報告しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

## 別表

派遣の内容	派遣対象者	派遣回数	派遣報酬
1 景観協定、景観市民協定を締結しようとする者に対する助言	複数人の住民等で構成される団体	1 団体あたり最大 5 人	1 人 1 日 5 万円を上限とする
2 景観上重要な地区の案を作成しようとする者に対する助言	複数人の住民等で構成される団体	1 団体あたり最大 5 人	1 人 1 日 5 万円を上限とする
3 景観上重要な建造物、樹木等の指定を受けようとする者に対する助言	所有者等	1 件あたり最大 3 人	1 人 1 日 3 万円を上限とする
4 景観形成基準に基づき、景観上重要な地区内の歴史・文化的価値のある建築物等を修景しようとする者に対する助言	所有者等	1 件あたり最大 3 人	1 人 1 日 3 万円を上限とする
5 良好な景観の形成を目的に行うセミナーやワークショップ等に関する助言及び講師	市民又は市民公益活動団体が主催するもの	1 団体あたり最大 5 人	1 人 1 日 5 万円を上限とする